

消費者問題と制定された法律

— 知って、活用しよう —

新日本婦人の会武蔵野支部

○はじめに

戦後の深刻な食糧難、生活物資の欠乏などの混乱が続く中、国民の生活の改善や安全な食料の供給などを目指して、さまざまな法律がつくられ、対策がとられ、徐々に生活の改善、消費生活保護の方向に進んできました。

「食品衛生法」が(1947年)制定され、次の年には、「農薬取締法」、「薬事法」、「生協法」などが次つぎと公布されました。市民も悪質な商品の追放や、安全な商品を求めて消費者運動を始め、「主婦連合会」(主婦連)が1948年に結成されました。

それ以降、消費者を巡る様々な問題に対処するため、つぎつぎと法律が制定されて、消費者関連団体も「日本生活協同組合連合会」や「全国地域婦人団体連絡協議会」(地婦連)などが結成されました。

これらの団体が結成され、活動を始めた後も消費者をめぐる問題は次々と起こり、それを対処するための法整備も行われていますが、消費者被害を完全に防ぐことはなかなかできません。

1. 消費者や消費者問題、消費者の権利などについて

消費者とは、財やサービスを消費する主体であると定義されますが、具体的には、代金を払って最終的に商品を使用する、もしくは、サービスを受ける者をさします。

企業や非営利組織などの法人が、購入した製品を再販売しているような場合、または法人が生産する製品の部品などの一部に利用するために購入しているような場合には、産業消費者もしくは使用者といいます。

☆消費者の特性とは、従前から

- 供給者と消費者間の格差＝経済力の格差や商品についての知識の格差(情報の非対称性)
- 消費者の弱さ＝生命、身体、精神の傷つきやすさ。比較的少ない損失でも生活そのものに影響しやすい経済的弱さ
- 消費者の負担転嫁能力の欠如＝企業と違って、損失を他者に転嫁できない。

の3点に整理されることが多いようです。

☆消費者の権利（ケネディ大統領の4つの権利）

- 安全を求める権利（the right to safety）
- 選ぶ権利（the right to choose）
- 知らされる権利（the right to informed）
- 意見を聞いてもらう権利（the right to be heard）
- 消費者教育を受ける権利（1975年にフォード大統領が追加）

*国際消費者機構（略称：CI）は、1982年に消費者には権利と同時に責務があるとして、以下のように消費者の8つの権利と5つの責務を提唱しています。

- 消費者の8つの権利
 - i 生活の基本的ニーズが保障される権利
 - ii 安全である権利
 - iii 知らされる権利
 - iv 選ぶ権利
 - v 意見を反映される権利
 - vi 補償を受ける権利
 - vii 消費者教育を受ける権利
 - viii 健全な環境の中で働き生活する権利
- 消費者の5つの責務
 - i 批判的意識
 - ii 自己主張と行動
 - iii 社会的関心
 - iv 環境への自覚
 - v 連帯

☆消費者問題とは

定義は一義的ではありませんが、一般的な一例をあげると、「最終消費者として購入した商品、サービス及びその取引をめぐる生じる消費者の被害又は不利益の問題」とされています。

2. どんな消費者問題が起きていたのか

2020年に「消費者庁新未来創造戦略本部」が開設され、2022年6月に“消費者問題年表”が発表されました。大変よくまとまった年表で、消費者問題を時系列で

見ていくことが出来ます。この年表によって消費者問題を見ていきます。

●高度経済成長期：大量生産、大量消費の時代

- ・消費者が身体被害を受ける事件が多発

1955 森永ヒ素ミルク事件
1956 水俣病
1960 うそつき缶詰事件（ニセ牛缶事件）
1961 サリドマイド睡眠薬事件
1965 新潟第二水俣病
1968 カネミ油症、スモン病

- ・食品の安全性や、公害に関する問題が次つぎ起こった。

●国民生活センターが1970年に開設

- ・最大の関心事は、食品の安全性（特に食品添加物、健康食品の問題）
牛乳のBHC汚染、AF2（発ガン性）、魚の水銀汚染など
- ・詐欺的事件で消費者が被害を受ける事件が次つぎと（1970年以降）

1970 ネズミ講、催眠商法
1971~85 訪問販売、豊田商事事件
1974 ヤミカルテル、マルチ商法
1976 サラ金被害
1982 “金”の現物まがい物商法
1987 霊感商法、その関連商法
1989 原野商法
1990 悪質な電話勧誘
1997 和牛預託商法
1997 ココ山岡事件（販売した宝石を5年後、販売価格で買い戻す）
2000 企業不祥事多発（雪印乳業食中毒、三菱自リコール隠し）
2001 狂牛病（BSE）確認
2002 クレジット、消費者金融の問題顕在化
2002 食品表示偽装事件多発
2003 架空請求大幅増加、ワンクリック請求など詐欺の増加
2005 多重債務
2006 製品事故の顕在化（シュレッダー事故、シンドラエレーターなど）
2007 こんにゃくゼリーによる窒息死事故の顕在化、NOVA事件
2008 中国冷凍ギョーザ事件、事故米穀不正規流通事件

●消費者庁関連3法案—消費者庁及び消費者委員会設置法、関連法律整備法

消費者安全法 2009年公布

*消費者庁及び消費者委員会設置—9月1日

2010 貴金属訪問買取被害

2011 生食用牛肉集団食中毒、「茶のしずく」石鹼事件

●「消費者教育法」公布（2012）—「消費者市民社会」をめざす消費者教育

2012 健康食品の送り付け商法多発

2013 ホテル、百貨店、レストランによる食品表示の不正事案多発

2014 ベネッセコーポレーションの個人情報流出が発覚

2015 個人情報削除を持ちかける詐欺の相談が急増

2016 通信販売での健康食品等の定期購入契約に関する相談が急増

2017 架空請求に関する相談が再び増加

2018 ジャパンライフ（磁気治療器等のレンタルオーナー商法）が事実上倒産

2019 レオパレス施工不良問題発覚

2020 全世界で新型コロナウイルス感染症が大流行。それに伴い、「新しい生活様式」に伴うトラブル発生

2022 成年年齢を20歳から18歳に引き下げ（2018年改正民法の施行）

3. 消費者問題と制定された法

◎消費者保護基本法（1968年公布）

◎消費者安全3法公布（1973年）→全都道府県に消費生活センター設置

- ・消費生活用製品安全法→改正：重大製品事故の報告・公表制度等（2007）
- ・有害物質含有家庭用品規制法
- ・化学物質審査製造等規制法

◎消費者契約法（2000年公布）→改正：消費者団体訴訟制度導入（2006）

◎消費者基本法…消費者保護基本法から改称（2004年公布）

◎消費者庁関連3法公布（2009）

- ・消費者庁及び消費者委員会設置法
- ・関係法律整備法
- ・消費者安全法→改正：見守りネットワークの構築等

◎消費者教育推進法公布（2012）

▼消費者問題を解決するためには、以下の法制度も重要です。

- ・食品衛生法・薬事法など
- ・製造物責任法
- ・特定商取引に関する法律
- ・景品表示法

- 訪問販売等に関する法律
- 無限連鎖講防止法
- 電子消費者契約法など

また、消費者問題対策のために設置された機関やシステムもあります。

- 国民生活センター設置（1970）
- 全都道府県に消費生活センター設置（1973）
- 国民生活センター 商品テスト・研修施設開所（1980）
- 消費者庁及び消費者委員会設置（2009）
- 「消費者ホットライン」全国で運用開始（2010）
- 消費者庁に「消費者安全委員会」発足（2012）
- 消費者ホットライン3桁化『188（いやや）』（2015）
- 消費者庁、国民生活センターに「消費者行政新未来創造オフィス」開設（2017）
- 消費者庁新未来創造戦略本部開設（2020）

4. わたしたち消費者は…

消費者問題を約 50 年にわたって見てきましたが、高度経済成長期には、「大量生産、大量消費」という社会状況の下、多くの公害が問題となり、身体的被害も多く生まれました。その後、さまざまな規制が行われ、企業活動による公害問題は、大規模なものはなくなってきました。高度経済成長期以降、消費者問題は、企業の不適切な対応による製品、特に食品の安全にかかわる問題や、商取引に関する問題が多く発生するようになり、規制する法律も制定されています。

2012 年に「消費者教育推進法」が公布され、「消費者市民社会」を目指す消費者教育を推進する方針が示されました。

これまで消費者問題は、消費者被害の問題とされてきましたが、消費者を取り巻く問題は、単に消費者被害に止まらず、地球環境（温暖化、気候危機等）やごみ問題などの現代の大量消費社会の生み出す問題によって、人間の生存にも影響を及ぼし始めています。このような状況をふまえ、「消費者が自らの利益の擁護及び増進するために主体的に行動し、さらには、消費者が自らの選択と行動が社会全体に与える影響を考慮しつつ、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画することが出来るようにするため」消費者教育の推進がきわめて重要とされました。

消費者の行動としては

1. 不正な事業者と取引をしない
2. 環境、人、地域に「やさしい」商品を選択する
3. 余計なサービスは断る
4. 買いすぎない など

学校での取り組みは

- ・小・中学校では

世界の食料問題、水不足の問題を家庭の食卓や、給食を通じて知ること
身近な商品をしっかり比較し、選ぶことが世界を幸せにすると気づく、フェア
トレードの授業など

- ・中学校、高等学校では

ネット販売を考える…消費者トラブルから地域経済との関係などが大切です。

私たち消費者が、本当の「消費者市民社会」を推進し、消費者被害をできるだけ
受けない、また、加害者もつukらない、そのために、消費者問題の歴史を知り、消
費者を守る法制度を知って、自分たちの生命・財産の安全を確かなものにするだけ
ではなく、地球環境も守りながら暮らして行きたいものです。

*参考

- ・消費者問題年表 新未来創造戦略本部作成 2022.6

- ・Q&A 消費者教育推進法と消費者市民社会 日本弁護士連合会